

2010年 JMRC 北海道ラリーシリーズ共通規定

※下線部分は変更・追加箇所・二重取消し線部分は削除

1. シリーズ

JMRC 北海道のラリーシリーズは以下の 3 シリーズとする。

- ・ JMRC 北海道ラリーチャンピオンシリーズ
- ・ JMRC 北海道ラリージュニアシリーズ
- ・ JMRC 北海道ラリー2WD 1.5 シリーズ

2. 走行距離

JMRC 北海道のラリーシリーズの走行距離は下記の通りとする。

500km 以下

3. スペシャルステージ距離

JMRC 北海道ラリーチャンピオンシリーズは 50km 以下(ただし JAF 公認コースで行うスペシャルステージの走行距離を除く)、JMRC 北海道ラリージュニアシリーズ及び JMRC 北海道ラリー2WD 1.5 シリーズは 30km 以下とする。

4. クラス区分

1) JMRC 北海道ラリーチャンピオンシリーズ及び JMRC 北海道ラリージュニアシリーズは下記の通りとする。

- ・ A クラス 排気量 1,400cc 以下の車両
- ・ B クラス 排気量 1,400cc を超え 3,000cc 以下の車両
- ・ C クラス 排気量 3,000cc を超える車両

2) JMRC 北海道ラリー2WD 1.5 シリーズは下記の通りとする。

- ・ クラス区分無し 排気量 1,500cc 以下の 2 輪駆動の車両

5. クラス成立及びシリーズ成立

- 1) 各シリーズとも各クラス(2WD 1.5 シリーズのクラス区分無しを含む)3 台以上の参加をもってクラス(2WD 1.5 シリーズのクラス区分無しを含む)成立とする。
- 2) クラス(2WD 1.5 シリーズのクラス区分無しを含む)成立した競技会が 3 戦に満たなかった場合は、そのクラス(2WD 1.5 シリーズのクラス区分無しを含む)はシリーズとして成立しない。

6. 得点基準

- 1) 各競技会でクラス(2WD 1.5 シリーズのクラス区分無しを含む)成立し完走したドライバー、コ・ドライバーに対し、競技結果成績に基づき下記の表による得点を与える。

1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位	10 位
20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

- 2) クラス(2WD 1.5 シリーズのクラス区分無しを含む)成立した競技会が ~~7 戦~~の場合は ~~6 戦~~を、6 戦の

場合は 5 戦を高得点順に、5 戦以下の場合には全戦を得点合計の対象とする。

- 3) 各競技会で 2WD 1.5 シリーズを除き、参加する当該クラスが成立しない場合は、隣接する上位クラスでの参加を認める。この場合のクラス別得点は上位クラスの得点となる。
- 4) 得点合計が高い順に順位を認定する。但し、同一得点の場合は上位得点の獲得回数が多い順とする。
- 5) 得点対象外の参加者がいる場合は、繰り上げて得点が与えられる。
- 6) 得点取得対象者は、JMRC 北海道互助会加入者であり、かつ JMRC 北海道に加盟するクラブ・団体の構成員に限る。

7. シリーズ表彰

各クラス(2WD 1.5 シリーズのクラス区分無しを含む)とも年間シリーズ 6 位までのドライバー及びコ・ドライバーを表彰する。

8. 参加車両

- 1) **2010 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編**、ラリー車両規定に定める RN 車両・RJ 車両または RF 車両とする。
(2002 年 12 月 31 日以前に運輸支局等に初度登録され、かつ 2002 年 JAF 国内競技車両規則第 3 編、ラリー車両規定に従って製作された車両 (RB 車両) についても、2WD 1.5 シリーズを除き参加可能とする)
- 2) 正規の自動車登録番号標が交付されており、自動車検査証及び強制賠償保険証を有していること。
- 3) 過給器付きエンジンを搭載した車両でチャンピオンシリーズ C クラスに参加する場合は、過給器のコンプレッサーハウジングにはいかなる温度条件下においても最大内径 32mm(外径 38mm 以下)のリストリクターを装着しなければならない。
そのリストリクターについては、各オーガナイザー〔技術委員(長)〕が競技会公式車検時または事前に部会員の立会いのもとに封印を施しその封印を受けた車両に関しては、それが保持(年度をまたいで可)されているかぎり、チャンピオンシリーズ各戦において有効とする。
- 4) 排気ガス (CO、HC)、排気音が規定値を満たしていること。
- 5) 参加者は、ヘルメット (国内競技車両規則第 4 編付則に従ったヘルメット)、シートベルトを保持装備すること。
- 6) 参加者は国内競技車両規則第 4 編付則に従ったレーシングスーツを着用すること。
- 7) 参加車両には非常用停止標示板 (三角) 2 枚、非常用信号灯、赤色灯、牽引用ロープ、救急薬品、各車両規定で定められている仕様の消火器を搭載すること。
- 8) 無線装置の車両持ち込み、装備を禁止する。
- 9) ロールケージの装備を義務づける。

9. 参加申込

- (ア) 各大会に参加を希望する場合は、参加申込書に正しく記入し特別規則書に定められた締切日までに規定の参加料を添えて大会事務局宛に送付しなければならない。
- 2) エントリーの上限は 60 台とする。
- 3) オーガナイザーは国内競技規則 4-19 に従って、エントリーを拒否する場合がある。
その場合、オーガナイザーは参加者に対してすみやかに不受理を通知する。
- 4) 正式参加申込後の車両交換、乗員の変更は、申込締切日までに文書で事務局に申告しなければならない。

- 5) 正式参加受理後の乗員の変更は認められない。ただし、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はその限りではない。
- 6) 参加部門または参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。
- 7) 大会事務局に於いて、参加車両と参加者の正式参加の受理を決定し、参加者に正式受理書で通知する。
- 8) 正式参加受理後の参加料及び申込の書類は返還しない。
- 9) 参加申込書類に不備がある場合には、参加申込の正式受理を保留する。
- 10) 参加申込に必要な添付書類
 - ・ラリー競技に有効な自動車保険（任意保険）の証券写し又は領収書写し又は一般任意保険でラリー競技会の移動区間で有効であることを確認した誓約書
 - ・改造車検取得車は、改造申請許可証等の写し
 - ・自動車検査証の写し

10. 参加資格

- 1) ドライバー及びコ・ドライバーは、JAF 発行の 2010 年度競技運転者許可証の国内 B 級以上を所持していなければならない。
- 2) 今年度開催されたラリー競技会で、重大な反則による失格宣言をされていないこと。
- 3) ラリー競技会で有効な対人保険に加入していること。
- 4) 1 台の乗員は、ドライバー、コ・ドライバーの 2 名とする。
- 5) ジュニアシリーズは JAF 全日本ラリー選手権又は JAF 地方ラリー選手権(チャンピオンシリーズ)に於いて過去 3 年以内に年間シリーズで 3 位以内に入賞したドライバーのドライバーとしての参加は認めない。
- 6) ジュニアシリーズに於いて当該年度シリーズ優勝したドライバーは、次年度チャンピオンシリーズにエントリーする場合、各オーガナイザーの設定したジュニアシリーズの参加料金にて参加(次年度 1 年間)することができる。

11. 参加料

- 1) JMRC 北海道に加盟するクラブ・団体の構成員(競技運転者許可証に押印されたクラブ登録印により確認)の参加料は、非構成員の参加料より 1 名につき 3,000 円を割り引いた金額とする。
- 2) JMRC 北海道互助会会員(加入証等により確認)の参加料は、非会員の参加料より 1 名につき 1,000 円を割り引いた金額とする。
- 3) 普通傷害保険の加入を義務づける。但し、JMRC 北海道互助会又は他地区の互助会に加入している場合はその限りではない。
- 4) エントリー料金は次の場合、全額返還される：
 - a. エントリーが受理されなかった場合。
 - b. ラリーが開催されなかった場合。

12. 公式通知

特別規則書に記載されていない競技運営に関する規則及び指示は、公式通知によって示される。

13. 競技番号及びステッカー

- (ア) ゼッケンは、オーガナイザーが決定する。
- (イ) 参加車両は、オーガナイザーの決めたゼッケン、ステッカー等を所定の位置に貼付すること。

貼付出来ない場合は、事務局に申し出て許可を得ること。

14. 参加者の遵守事項

- (ア) 競技中は道路交通法の遵守を最優先とすること。
- (イ) 一般車両及び歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
- (ウ) 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないように留意すること。
- (エ) 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。
- (オ) 登録した乗員以外は乗車してはならない。
- (カ) 競技から離脱した場合は直ちに最寄りの競技役員にリタイヤ届を提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
- (キ) 失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証及びその他競技会関係添付物を取り除くこと。
- (ク) 安全ベルトは必ず装着し、スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットを着用すること。
- (ケ) スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウインドウを閉めて走行すること。
- 10) オーガナイザーが指定した給油所以外で給油することは認められない。また、給油中はエンジンを停止するとともに、乗員は車外で待機するか、車内で待機する場合は安全ベルトを外し、ドアを開けておくことが望ましい。
- 11) コース上でやむを得ず停車するときは、後続車に対して自車の 50m 以上後方の後続車が視認しやすい位置に非常用停止標示板（三角）を設置し、合図信号を行い、停止車両があることを後続車に知らせること。これは当該スペシャルステージでの競技が中断または終了したことがオフィシャルを通じて確認出来るまで続けなければならない。又、クルーが医療処理の必要な負傷を負っていない場合は、ロードブックに綴じられた「OK」の表示を少なくとも 3 台以上の後続車にはつきりと提示すること。
- 12) 競技開催 2 ヶ月前から大会開催地区での本人又は、関係者の練習走行を禁止する。もし、その事実が発覚した場合は、そのチームの参加は一切認めない。
- 13) 参加者およびクルーは、ドライバーズブリーフィングに参加しなければならない。但し、特別規則書又は公式通知により、ブリーフィングを実施しないことが明記されている場合はこの限りではない。ブリーフィングを実施しないオーガナイザーは、クルーに対する指示事項を公式通知にて発行し、参加確認時に書面にて配付しなければならない。
- 14) サービスパーク以外の場所では、競技車両の積載物（タイヤ・工具・ゴミ等を含む）を車外に降ろして走行することを禁止する。

15. レッキ

- (ア) レッキは、公式通知に従って行うこと。公式通知に定められた時間以外の走行はいかなる場合も禁止する。
- (イ) レッキ方法の詳細については、レッキ当日受付にて渡されるレッキ指示書に従うこと。
- (ウ) 指示された進行方向に従い走行すること。逆走を禁止する。
- (エ) レッキの間、競技者は交通法規を遵守しなければならない。さらに規則や公式通知で通知されるオーガナイザーのいかなる指示にも従わなければならない。
- (オ) スペシャルステージを予定する区間での 30Km/h 以上での走行を禁止する。

16. 車両検査

- (ア) すべての競技車両は、特別規則書又は公式通知に定められた予定時刻にしたがって、車両検査を受けなければならない。
- (イ) JAF 公認登録番号標付車両検査チェックリストに必要事項を記入して車両検査時、持参しなければならない。
- (ウ) 競技会審査委員会は、規則に不適合な箇所が発見された車両に対し、規則に合致させるための限られた修復時間を与えることが出来る。
- (エ) オーガナイザーは競技会期間中、任意に車両の追加検査または追加確認を行うことができる。参加者は競技会期間中、常に各自の車両の適合性について責任を持つものとする。
- (オ) 各クルーは、競技の最終コントロール通過後ただちに競技車両をパルクフェルメに進入させ、下記の確認を受けること。
 - a. 出走前に車両検査を受けた車両と同一であること。
 - b. 罰則の対象となる要因の有無。
 - c. マーキング、封印等を実施した場合は、それが保持されているかどうか。
- (カ) 競技会審査委員会または競技会技術委員長が必要と判断した場合、もしくは抗議の内容により必要とされる場合、オーガナイザーは分解を伴う再車検を行うことができる。再車検の際、必要な人員、部品工具等の費用は参加者の負担とする。

17. サービスとサービスパーク

- (ア) 競技中は、競技車両のサービスはオーガナイザーが設定したサービスパークでのみ行うことができる。ただし、外部からの援助を受けることなく、クルー自ら車載の道具類のみを使用して作業を行う場合はこの限りではない（コントロールエリアおよびパルクフェルメは除く）。
- (イ) 整備作業を行うことができる者は、当該車両の乗員およびオーガナイザーが認めた作業員（登録されたサービスクルー）とする。
- (ウ) 特別規則書に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得ること。
- (エ) 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
- (オ) 整備作業実施後は必ず競技会技術委員の確認を受けること。
- (カ) サービスパークには競技車両の他には登録されたサービス車両以外入場出来ない。
- (キ) 競技車両 1 台につき 2 台のサービス車両を使用することが出来る。この車両は参加申し込み時に登録され、サービス車両であることを示すプレート（サービスカー登録証）を表示していなければならない。
- (ク) サービスパーク内においては、いかなる車両も 30Km/h を超えて走行してはならない。
- (ケ) サービスパークでの車両整備の範囲は下記の通りとする。
 - a. タイヤの交換
 - b. ランプ類のバルブの交換
 - c. 点火プラグの交換
 - d. Vベルトの交換
 - e. 各部点検増締め
 - f. その他オーガナイザーが定める整備作業の範囲

18. パルクフェルメ

- (ア) 下記がパークフェルメ規制の対象となり、いかなる整備、修理、燃料補給も禁止される。
また、これらの作業が含まれなくともボンネットを開けることも禁止とする。
- a. コントロールエリアに進入した瞬間から退出するまでの間。
 - b. レグの終了後、車両保管場所に進入した瞬間から退出するまでの間。
 - c. ラリー終了地点に到着した瞬間から、競技会審査委員会が車両保管の解除を認めるまでの間。
 - d. スターティングエリアまたはリグルーピングエリアに進入した瞬間から退出するまでの間。
- 2) パークフェルメを監視する競技役員以外はパークフェルメに立ち入ることは認められない。
ただし、やむを得ない理由により競技役員が特に認めた場合はこの限りではないが、常に当該競技役員の下に置かれることとする。
- 3) スターティングエリア、リグルーピングエリアおよびレグ終了後の車両保管場所については、クルーは自車のスタート時刻の10分前にパークフェルメに立ち入ることができる。また、リグルーピングの停車時間が15分以内の場合は、クルーはリグルーピングエリアに留まることができる。
- 4) パークフェルメへの搬入・搬出、およびパークフェルメ内での移動のために車両を押すことができるのは、担当競技役員および当該クルーのみとする。パークフェルメ内では外部バッテリーでエンジン始動が行えるが、その後当該競技車両にそのバッテリーを搭載してはならない。
- 5) 競技車両の破損が著しく、競技会技術委員長が道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあると判断した場合、クルーは競技会技術委員長またはその代理指名を受けた競技役員との立ち会いのもと、指示された部分についてのみ修理を行わなければならない。
- 6) 上記5) のために予定時刻通りパークフェルメを退出できない場合はコントロールへの遅着とみなされ、当該クルーにはタイムペナルティが課されたうえで新たなスタート時刻が与えられる。
- 7) 例外的な処置として、競技会技術委員長またはその代理指名を受けた競技役員との許可および立ち会いのもと、クルーはスターティングエリア、リグルーピングエリアまたはレグ終了後の車両保管場所に停車している間にフロントウィンドウおよびリアウィンドウを交換することが認められる。この場合は最大3名までの外部の援助を受けても構わない。
- 8) 上記7) のウィンドウ交換を行うにあたり車体またはロールバーの修復が必要となり、外部の援助を受けてその修復作業を行った場合はタイムペナルティが課される。
- 9) 上記7) および8) の修理は自車のスタート時刻前に完了されていなければならない。これを過ぎた場合は上記6) が適用される。
- 10) クルーは競技車両をパークフェルメに停車させた後、速やかにエンジンを停止してパークフェルメから退出しなければならない。クルーおよびチーム関係者がパークフェルメに再入場することは許されない。

19. タイヤおよびタイヤチェーン

- 1) スパイクタイヤの使用を禁止する。
- 2) スペシャルステージ内でのタイヤチェーンの装着・使用は、コースアウト等のトラブル時のみ許される。
- 3) タイヤ交換はサービスパーク以外で行ってはならない。ただし、クルー自らが車載の道具類のみを使用して車載のスペアタイヤと交換する場合はこの限りではない（コントロールエリアおよびパークフェルメは除く）。この場合、外したタイヤは必ず車両に積んで持ち帰ること。また、スペアタイヤの搭載は2本までとする。

20. スタート

- 1) 各競技車両のスタートは原則として、1分間隔で1台ずつスタートする。

- 2) クルー側の原因でスタートまたは再スタート地点への到着が目標スタート時刻より遅れた場合、その遅れが 15 分以下であれば、クルーは実際のスタート時刻の記入を受けてスタートすることが認められる。(ペナルティーの対象)

21. ルート及び指示事項

- 1) ルートはオーガナイザーが試走車によって走行し定め、ロードブックに記載する。
- 2) オーガナイザーは競技会審査委員会の承認のもとに、天候、道路状況、その他の事情により、予告なくルート及び指示事項を変更することがある。

22. タイムカードへ記入

- 1) ラリーのスタートにおいて、各ロードセクションごとに定められた目標所要時間が記入されたタイムカードをクルーに支給する。タイムカードの提出および記入内容の確認は各クルーの責任において行うこと。
- 2) タイムカードは常に提示できるようにしておき、コントロールではクルー自身が競技役員にカードを提出し、記入を受けること。
- 3) タイムカードの記入内容の修正はその権限のある競技役員によってのみおこなわれる。
- 4) タイムカードに記入された時刻及び所要時間と当該競技会の公式書類に記録された時刻及び所要時間が異なっている場合は、競技会審査委員会がこれを審査し最終判断を行う。

23. コントロールの手順と機能

- 1) すべてのコントロールは以下の方法で示される。
 - a. コントロールエリアの開始は黄色地の予告標識によって示される。予告標識から約 25m 先に設置される実際のコントロールの位置は、予告標識の同一の図柄の赤色地の標識によって示される。さらに約 25m 先に設置されるコントロールエリアの終了はベージュ地に黒の斜線が 3 本入った終了標識によって示される。
 - b. コントロールエリアはパルクフェルメとみなされ、いかなる修理も行ってはならない。またいかなる援助も受けてはならない。
 - c. 競技車両は、タイムカードへの記入等に必要な時間を超えてコントロールエリア内に留まってはならない。
 - d. チェックインはクルーの責任で行わなければならない。
 - e. すべてのコントロールは、最初の競技車両の通過予定時刻の 15 分前から最終競技車両の通過予定時刻の 15 分後まで開設する。ただし、競技長が別に定めた場合はこの限りではない。
 - f. クルーはコントロールの責任者の指示に従わなければならない。
- 2) すべてのコントロールはラリー競技開催規定、付則スペシャルステージ開催規定、別添 1 に示す規格に従った標識を使用して示される。
 - a. タイムコントロール：黄色地の **No1** の標識はコントロールエリアの開始を示す（予告標識）。そのコントロールの実際の位置は赤色地の **No1** の標識で示される。コントロールエリアの終了はベージュ色地の **No2** の標識で示される（終了標識）。
 - b. スペシャルステージ：スタート地点は赤色地の **No3** の標識で示される。フィニッシュ地点の予告は黄色地の **No4** の標識で示される。計時の行われる実際のフィニッシュ地点は赤色地の **No4** の標識で示される。さらにその先（100～300m）に設置された計時記録記入地点（ストップポイント）は、赤色地に“STOP”と表示された停止標識で示される。さらにエリアの終了はベージュ色地の **No2** の標識で示される。

- 3) タイムコントロールにおけるチェックインの手順
- a. チェックインの手順は、競技車両がコントロールエリアの開始を示す標識を通過した時点から始まる。
 - b. コントロールエリアの開始を示す標識からコントロールを示す標識までの間はいかなる理由でも停車したり、異常な低速で走行してはならない。
 - c. 実際の計時とタイムカードへの記入は、競技車両とその2名のクルーが当該コントロールエリア内にあり、設置された記入場所に到着した時にのみ行うことができる。何らかの原因によりコントロールエリアが競技車両等で混雑し、目標到達時刻に競技車両がコントロールエリアに進入できない場合は、コ・ドライバーが車両を降りてタイムカードをタイムコントロールに提出することによって、当該競技車両がコントロールエリア内に進入したものとみなす。この場合は、車両がコントロールエリア外にあってもパルクフェルメ規制が適用される。
 - d. コ・ドライバーは、徒歩で自車の目標チェックイン時刻の1分前より早くコントロールエリア内に進入してもよい。さらに、目標時刻通りに自車をチェックインさせるため、ドライバーにコントロールエリアへの進入の合図を送ってもよい。
 - e. タイムカードへのチェックイン時刻の記入は、クルーからタイムカードの提出を受けたタイムコントロールの担当競技役員によって行われる。その際に記入される時刻は、実際にクルーから競技役員にカードが手渡された瞬間の時刻とする。
 - f. 目標チェックイン時刻とは、タイムコントロール又は、スペシャルステージのスタートコントロールから次のタイムコントロールまで走行するために指定された目標所要時間を当該区間をスタートした時刻に加えたもので、分単位まで表示される。
 - g. 競技車両が目標チェックイン時刻と同じ分、またはその前の分にコントロールエリアに進入しても早着のタイムペナルティは受けない。
 - h. 目標チェックイン時刻と同じ分の間にタイムカードを手渡した場合、遅着のタイムペナルティは受けない。
- 例：目標チェックイン時刻が18時58分の場合、チェックインが18時58分00秒から18時58分59秒の間に行われれば、目標時刻どおりに到着したものと見なされる。
- 4) コントロールのスタート時刻
- a. 次のロードセクションがスペシャルステージを伴わない場合、タイムカードに記入されたチェックイン時刻がそのまま次のロードセクションのスタート時刻となる。
 - b. 次にスペシャルステージのスタートが続く場合は下記の手順が適用される。
当該タイムコントロールとスペシャルステージのスタートコントロールは同一のコントロールエリアに含まれるものとし、標識は下記の通り示す。
 - ・黄色地のタイムコントロール予告標識
 - ・約25m先に赤色地のタイムコントロール標識
 - ・50～200m先に赤色地に閉じた旗のスペシャルステージスタート標識
 - ・25m先にベージュ地に黒の斜線が3本入ったコントロールエリア終了標識
 - c. 当該タイムコントロールにおいては、チェックイン時刻に加えて、続くスペシャルステージのスタート予定時刻も同時に記入される。このスタート時刻はチェックイン時刻の3分後とする。
 - d. その後、競技車両は速やかにスペシャルステージのスタートコントロールに移動し、スタートのオフィシャルによってタイムカードに記入された実際のスタート時刻に従ってスタートすること。
 - e. スペシャルステージフィニッシュ後、競技車両はストップポイントにてフィニッシュライン通過時刻の記入を受ける。

- 5) リグルーピングのコントロール
 - a. リグルーピングエリアの設置目的は、遅着やリタイヤによって発生した競技車両の時間間隔を詰めることである。そのため、停車しなければならない時間は競技車両ごとに異なることがある。
 - b. リグルーピングのコントロールに到着したら、クルーは担当の競技役員にタイムカードを提出し、スタート時刻の指示を受けること。それから速やかに車両をパークフェルメ内に進入させ、指示された場所に停車し、エンジンを停止すること。
 - c. リグルーピングエリア内では外部バッテリーでエンジン始動が行えるが、その後当該競技車両にそのバッテリーを搭載してはならない。
- 6) スペシャルステージ
 - a. スペシャルステージ区間の計時は秒又は 1/10 秒まで計時し、成績に反映する。
 - b. クルーがスペシャルステージを逆走することは禁止する。
 - c. スペシャルステージのスタートはスタンディングスタートとする。競技車両はエンジンのかかった状態でスタートライン上に停止し、スタートの合図に従ってスタートすること。合図が出されてから 20 秒以内にスタート出来ない場合は、失格とし安全な場所に速やかに移動される
 - d. スタートの合図は 30 秒・15 秒・10 秒・5 秒・4 秒・3 秒・2 秒・1 秒の順にカウントダウンする。これを電気式のカウントダウン表示装置（灯火信号付き）によって行う場合がある。
 - e. クルーまたは競技車両に起因して自己のスタートが遅れた場合は、タイムペナルティが課されたうえで担当競技役員によって新たな時刻が与えられる。
 - f. スペシャルステージのフィニッシュはフライングフィニッシュとする。
フライングフィニッシュよりストップポイントの間は停車を禁止する。
 - g. ストップポイントにてタイムカードにフィニッシュライン通過時刻の記入を受けること。
 - h. スペシャルステージにおいては、いかなる援助（自車のクルー以外が行うもの）を受けることも禁止される。
 - i. 各スペシャルステージはオーガナイザーにより、あらかじめ基準所要時間を定め公式通知等により通知する。その基準所要時間の算出にあたっては、競技車両全車がフィニッシュすることができる余裕のある設定とし、実際の運用は 1 分単位(1 分未満切り上げ)とする。
なお、基準所要時間から 15 分を超えてフィニッシュした場合は失格(原則)とする。

24. 標準時刻

- 1) 計時はすべてオーガナイザーの所持する時計により行う。
ラリー全体を通して使用する公式基準時刻は NTT (電話 117) の時報による日本標準時刻とする。
- 2) 時計の誤差に対する抗議は受け付けない。

25. コンペティターズ・リレーション・オフィサー

コンペティターズ・リレーション・オフィサー(以下「CRO」と呼称)は参加者に情報を提供し、仲介役を務めることを使命とし、JMRC 北海道運営委員会が任命し、競技会役員(オフィシャル)として各競技会に派遣される。その職務者は、諸規則及び規定に精通し、知識・経験が豊富であり、当該競技会格式の役員「監督業務」相当以上の公認審判員許可証の所持者とする。

CRO は自らの情報収集のため、オーガナイザーと打合せを緊密にし、事前に関係資料の提出を受け、また、逐次最新情報を得るため競技会審査委員会に出席しなければならない。また、それらを基に、参加者のすべての質疑に正確に回答し、特別規則書及びラリー進行に関する全ての情報や解釈を提供しなければならない。

オーガナイザーは、CRO が競技者から簡単に特定できるように、特別規則書に明記するとともに、ドライバーズブリーフィングでの紹介及び職務予定表「所在場所」の掲示を行うこと。また、識別しやすいタバード等の着用を推奨する。

26. 競技結果

- 1) 競技結果はスペシャルステージで記録された所要時間とロードセクションその他で課されたペナルティタイムを合計して決定される
- 2) 複数のクルーの最終成績が同じである場合は、最初のスペシャルステージでより少ない所要時間を記録したクルーが上位となる。これで順位が決定出来ない場合は2番目以降のスペシャルステージの結果を順次比較して決定する。

27. 抗議

- 1) 参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合は、これに対して抗議することが出来る。但し、自分の参加拒否並びに競技会審査委員会の判定に対する抗議は出来ない。
- 2) 抗議はその理由を具体的に記述し、1件につき 20,380 円(準国内格式の場合)の抗議料を添えて文書で競技長に提出すること。
- 3) 抗議料はその抗議が成立した場合のみ返還される。
- 4) 抗議が車両の分解及び再組立てを含むものである場合、その申立者は別途保証金を払わなければならない。
- 5) 作業及び車両の運搬に係わる費用は、抗議が認められない場合は抗議申立者が、又認められた場合は当該抗議の対象者がそれぞれ支払うものとする。
- 6) 抗議が認められなかった場合で、抗議に係わる費用(車検・運搬など)が保証金の額を上回った場合、その差額は抗議申立者が支払うものとする。
逆に当該費用の額が下回った場合、その差額は抗議申立者に返金されるものとする。

28. 棄権

参加者が競技途中で棄権する場合は、最寄りの競技役員にリタイヤ届を持って申告しなければならない。提出が不可能な場合は、電話等その他の手段で競技役員又は大会事務局へ連絡すること。

29. 罰則

本ラリーに適用される罰則はラリー競技開催規定、付則スペシャルステージ開催規定、別添 5の通りとする。

30. 競技打ちきり、中断と成立

- 1) 競技の進行が、全ての参加車両に対して不可能、または著しい障害になったとき、又は他に及ぼす影響等で競技の続行が出来なくなった場合、競技会審査委員会の承認のもと、競技長の判断によって打ちきり又は特定区間中断がなされる。その場合、競技役員により公式通知にて通知する。
- 2) 競技が打ちきりになった場合の成績は、競技打ちきり時点におけるものとする。

31. 競技会の中止又は延期

保安上又は不可抗力による事情が生じた場合は、競技会審査委員会の決定によって競技会の開催を中止、延期、又はコースの短縮を行うことがある。又中止、再競技の場合の日時は、公式通知を持って通知する。この場合、参加料は返還する。

32. 損害の補償

参加者は車両及び付属品が破損した場合、その責任は参加者各自が負わなければならない。
参加者は、JAF及びオーガナイザー並びに大会役員が一切の損害賠償の責任を免除されていることを了承していなければならない。即ち、大会役員は、その役務に最善を尽くすことは勿論であるが、参加者の負傷、死亡その他車両の損害事故に対しては、一切の補償、責任を負わない。

33. タイトル料金

JMRC北海道ラリーシリーズの開催を予定するクラブ・団体は、指定の期日までにシリーズ申請書によりJMRC北海道(事務局)に申し込まなければならない。

また、その申請が運営委員会により承認された場合は、その年度の末日までに各シリーズ毎にタイトル料金10,000円をJMRC北海道(事務局)に納入しなければならない。

ただし、納期限後に納入する場合は、納期限の翌月から一月毎(各月1日～末日)にタイトル料金額の1割に相当する額を延滞に対する事務手数料としてタイトル料金に加算して納入するものとする。

なお、競技会開催日の前日までに納入なき場合は、当該クラブ・団体の次年度のシリーズ戦開催は認めない。

34. シリーズ分担金

JMRC北海道ラリーシリーズを開催するクラブ・団体は、各シリーズ毎に参加台数1台につき3,000円をシリーズ分担金として競技会終了後30日以内にJMRC北海道(事務局)に納入しなければならない。

なお、納期限までに納入なき場合は、当該クラブ・団体の次年度のシリーズ戦承認を保留する。

35. ポイント集計

各シリーズのポイント集計はJMRC北海道ラリー部会にて行う。

36. 本規則の施行

本規則は2010年1月1日をもって施行する。

なお、本規則では、タイムコントロールの運用方法について、ラリー競技開催規定、付則スペシャルステージ開催規定 第23条.3.により、ロードセクションにスペシャルステージが含まれる方式を採用し、これにかかわる規定及び罰則の変更についても本規則に反映されている。

別紙：ラリー競技開催規定、付則スペシャルステージ開催規定、別添5
「スペシャルステージラリーに適用される罰則」の写し

別紙： ラリー競技開催規定、付則スペシャルステージ開催規定、別添 5 の写し
スペシャルステージラリーに適用される罰則

分類	対象となる参加者の行為	適用される罰則	タイムペナルティの詳細
	競技中にクルーまたは車両を変更したとき	失格	
	リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき		
	クルーのうち 1 名が競技から離脱した場合		
	著しく車体、保安部品または排気系を破損しており オーガナイザーから競技の離脱を勧告されているに もかかわらず続行した場合		
	タイムカードを改ざんした場合		
	クルーまたは関係者間で不正行為があった場合		
競	サービspark 以外の場所でクルー以外の者から車 両の整備、修理を受けた場合、また、燃料補給指定 場所以外で燃料補給を受けた場合	競技会審査委員会の 裁定により失格を上 限とする罰則が適用 される。	
	タイヤの本数または仕様制限に関する違反もしくは タイヤ交換に関する違反があった場合		
	車両規則違反が発見されたとき。		
技	参加者またはクルーがブリーフィングに遅刻または 欠席したとき	競技会審査委員会の 裁定により失格を上 限とする罰則が適用 されることがある。	
	タイムカードに時刻が記入されていない場合(スペ シャルステージのスタート/フィニッシュ時刻を除 く)		
全	競技中にクルー以外の第 3 者を競技車両に乗せた場 合(負傷者を搬送する場合を除く)		
般	定められたラリー行程から逸脱した場合(競技会審 査委員会が不可抗力と認めた場合を除く)		
	サービspark 内で 30km/h を超えて走行した場合、 またはパーク内のものに不安や危険を与える走行を した場合		
	サービspark 以外で車両を牽引または運搬した場 合、あるいはクルー以外の第 3 者が競技車両を押し て移動させた場合(安全上やむを得ない場合を除く)		
	道路交通法に違反したり、対人あるいは対物事故を 起こしたとき。		

	競技役員の重要な指示に従わなかったとき		
	レッキ時を含め、走行マナーおよび競技者としての態度、品行、言動に問題がある場合、またはスポーツマンシップに反する場合		
	競技会期間中、オーガナイザーから指示された時刻や時間制限に従わなかった場合		
	本表に記載されている事項以外で、オーガナイザーから罰則適用の提案があり、競技会審査委員会により当該案件が国内競技規則 11 に基づく罰則の対象となると判断された場合		
車 両 検 査	定められた時刻にスタート前の車両検査を受けなかった場合（競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く）	スタートが認められない。	
	スタート前の車両検査において規則に適合していないと判断された場合	スタートが認められない（ただし、競技会審査委員会は、規則に合致されるための限られた修復時間を与えることができる。）。	
	参加者が特別規則書に定められた必要書類を持参しなかったことにより車両検査委員が当該車両の適格性について確認出来なかった場合	競技会審査委員会の裁定によりスタートの拒否を上限とする罰則が適用されることがある。	
	競技車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が加えられたり、それらが失われたりした場合	失格	
コ ン ト ロ ール	指示された順序に従い、かつ競技ルート of 進行方向に沿ってチェックインしなかった場合	失格	
	コントロールの責任者の指示に従わない場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用されることがある。	
	クルー側の原因でスタートまたは再スタート地点への到着が目標スタート時刻より遅れた場合	タイムペナルティただし、15分を超える遅着はスタートが認められない。	1分につき 10 秒
	目標チェックイン時刻への 15 分以内の遅着	タイムペナルティ	

ル

	目標チェックイン時刻への早着	タイムペナルティ	1分につき1分
	コントロールの手順に従わない場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	
	競技車両が目標チェックイン時刻の1分前より早くコントロールエリアに進入した場合		
	各タイムコントロールの目標チェックイン時刻に対し15分を超えて遅着した場合	失格（ただし、競技会審査委員会は、競技長の提案があれば失格となる基準時間を延長することができる。これらの失格は、その場合、該当するクルーには速やかに通知される）	
ス ペ シ ャ ル ス テ ー ジ	クルーまたは競技車両に起因して自己のスタートが遅れた場合	タイムペナルティ	1分の遅れにつき1分
	スタートの合図が出されてから20秒以内にスタート出来ない場合	失格	
	スペシャルステージを逆走した場合		
	フィニッシュにおいて黄色地の予告標識からSTOP標識までの間で停車した場合		
	オーガナイザーが定めた基準所要時間から15分を超えてフィニッシュした場合（超過時間の算出は分単位（分未満切り上げ）とする。）	失格（ただし、競技会審査委員会は、競技長の提案があれば失格となる基準時間を延長することができる。その場合、該当するクルーには速やかに通知される。）	
反則スタート（スタート合図よりも先に車両が前進した場合）	3回までの違反：右のタイムペナルティが課される。 4回目以降の違反：競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	最初の違反：10秒 2回目の違反：1分 3回目の違反：3分 （ただし、競技会審査委員会が必要と判断した場合はさらに重いタイムペナルティが課されることがある。）	

	指示されたスタート時刻、または指示されたスタート位置に従わない場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。 (ただし、右記のタイムペナルティを下限とする)	10 分
	クルーの過失によりスペシャルステージのスタート／フィニッシュ時刻が記入できない場合	スタート時刻の場合：失格 フィニッシュ時刻の場合：タイムペナルティ	5 分
	スペシャルステージにおいて何らかの援助を受けた場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用されることがある。	
	スペシャルステージ上での停車時に、負傷者がいないにも関わらずロードブックのOKページを後続車等に提示しなかった場合	競技会審査委員会の裁定により罰金（場合によってはその他の罰則）が課されることがある	
セクション・デイ	各セクションもしくは各 <u>デイ</u> のいずれかの終了時点においてタイムコントロールへの遅着時間およびスペシャルステージの基準所要時間からの超過時間が合計 30 分を超えた場合、または競技会全体を通じてこれらの遅着時間および超過時間が合計 60 分を超えた場合（上記の累計遅着時間は、ペナルティタイムではなく実際の遅着時間を合計し算出する。いかなる場合も遅着時間と早着時間との差し引きは行われず、それぞれが独立してタイムペナルティの対象となる。従って、遅着時間の合計に早着時間は含まれない。）	失格 (ただし、競技会審査委員会は、競技長の提案があれば失格となる基準時間を延長することができる。その場合、該当するクルーには速やかに通知される)	
パルクフェルメ	パルクフェルメにおいて整備、修理、燃料補給等の作業を行った場合、またはボンネットを開けた場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	
	特例としてウィンドウ交換を実施したことにより予定時刻通りパルクフェルメを退出出来なかった場合	タイムペナルティ	1 分の遅れにつき 1 分
	特例としてウィンドウ交換を実施するにあたり、車体またはロールバーの修復作業を行った場合。 破損車両を公道走行可能な状態に戻すための作業を実施した場合	タイムペナルティ	作業時間 1 分につき 1 分および退出の遅れ 1 分につき 1 分

- ※ 失格については、それが発生したセクションまたはデイの終了時点で、公式通知および競技結果（デイ別順位結果または暫定最終結果）をもって発表されなければならない。なお、審査委員会が失格を判定する際には、競技役員の報告のみに基づくのではなく、当事者を審査委員会に召喚して説明の機会を与えた後に決定しなければならない。